

生徒心得

1. 学校生活について

(1) 遅刻・早退・欠席・校外外出について

- ① 始業（8:30）に遅れないよう余裕をもって登校すること。
（欠席、遅刻をする場合は、必ず事前に学校へ連絡すること）
- ② 各教科の遅刻・無断欠課をしないこと。
- ③ 無届け又は正当な理由の認められない欠席・欠課を再三繰りかえす者については厳重なる特別指導を行う。
- ④ 校外外出・早退について
 - （イ）登校して下校するまでの間は、原則校外に出ることはできない。
 - （ロ）昼食はできる限り弁当を持参するか、生徒ホールを利用すること。
昼食を自宅でとるものについては、職員（主に担任）の許可を得ること。
 - （ハ）臨時に外出を希望するものも職員（主に担任）の許可を得ること。
- （二）早退をする場合は、必ず職員（主に担任）に連絡をすること。

(2) クラブ活動について

全員クラブ制のため全校生徒がいずれかのクラブに所属し、活動すること。

(3) アルバイトについて

所定の用紙に記入の上、担当職員に届け出て許可を受けること。ただし、遅刻及び欠席が増加したり、成績が極端に悪化したりする場合は面談を行い、許可を取り消す場合もある。また1年生については、学力向上の充実、部活動への参加など学生の本分を全うする習慣を定着させるためアルバイトを禁止する。

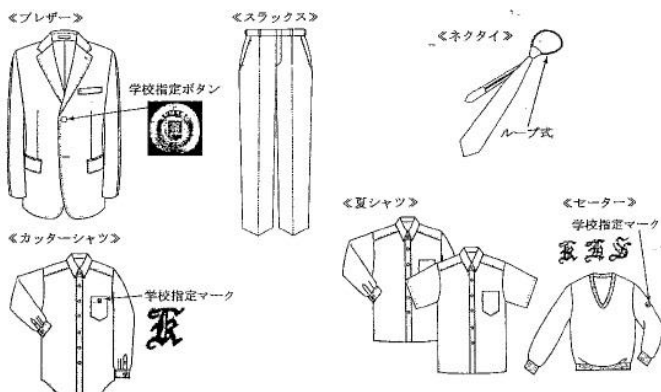
(4) 携帯電話の持ち込みについて

原則、持ち込みは禁止とする。事情があり持ち込む場合は、電源を切りカバンの中に入れておくこと。
緊急時など校内で使用する場合は、担任や顧問の許可を受けて使用すること。授業中での使用などには特別指導を行う。

(5) 服装・頭髪等の身だしなみ・所持品について

① 制服について

【スラックス】



【スカート】



②身だしなみについて

(イ) 制服

ア 夏・冬ともに学校規定の制服を着用し、常に清潔、端正であるよう心がけること。

冬はネクタイ・リボンを常時着用とする。また、冬季に着用するセーターは指定のものとするが、着用は強制ではない。

イ 制服は仕立ての原形を保つこと。故意に変形させた場合は再購入すること。

ウ 校内においては、原則制服以外の衣服、マフラー、手袋、コート類の着用を禁止する。

(ロ) 靴は緊急避難時に安全なものとする。ただし、ケガ等の特殊事情が発生した場合は担任に申し出ること。

(ハ) 頭髪は清潔な髪型とし、パーマ、アイロン、セット、染色、脱色その他進路関係の面接試験時にふさわしくない髪型は禁止する。頭髪は一度指導されるようなことがあれば基本的には卒業まで指導対象となる。

(ニ) 化粧、カラーコンタクト、マニキュアおよびネックレス（スポーツ用・健康器具を含む）、ピアス、イヤリング、指輪、付け毛等の装飾品は禁止する。

(ホ) その他、服装・頭髪等の身だしなみにおいて、進路関係の面接試験時にふさわしくないものを禁止する。

③所持品について

(イ) 生徒証は常に携帯しておくこと。

(ロ) 全ての所持品に氏名を明記しておくこと。また貴重品の管理を徹底すること。

(ハ) やむを得ず大金等を所持して登校する際は登校後すぐに担任に預けること。

(ニ) 自転車には盗難防止のため、必ず施錠し鍵は各自の保管とする。

(ホ) 学習上不必要なものは所持登校しない。

2. 交通安全について

交通環境の変化に伴い、高校生の交通違反、事故が増加傾向にあります。また、自転車や徒歩での通行中の被害事故もいたるところで起こっています。交通事故は一瞬にして自他の人生を狂わせる危険性をもつので、この重大な意味を充分認識し遵法精神の徹底に努めるとともに、次の事項を厳守し交通違反、交通事故の絶滅を目指しましょう。

(1) 自転車の安全運転について

- ① 自転車の整備を定期的に行う。
- ② 左側1列縦隊で走行する。
- ③ 交通ルールをよく守り、二人乗り、無灯火運転、信号無視、傘さし運転等はしない。
- ④ 必ず所定の場所に置くとともに施錠を徹底する。
- ⑤ ヘルメットを着用する。(努力義務)

(2) 自動車・単車の安全運転について

- ① 道路交通法及び公安委員会指定の遵守事項を厳守する。
- ② 特に注意すべきこと
 - ◎ 自動車での通学を禁止する。
 - ◎ 無断での単車通学は厳禁する。また各駅(停留所)までの単車通学についても原則として禁止する。
もしやむを得ない事情などにより単車通学を必要とする場合は、保護者からその事由・条件・期限等を詳しく申し出て、学校の許可を受けなければならない。
 - ◎ 自動車・単車の売買は生徒だけで行わない。
- ③ 事故のあった場合は人命尊重を第1とし、直ちに警察へ届け、学校にも連絡する。
また交通違反で検挙された場合も担任に届け出る。
- ④ 警察官、補導員等の指示には素直に従う。
- ⑤ 単車通学許可生徒は特に指定事項を厳守する。
(指定事項に違反した場合は特別指導を行い、単車通学許可を停止または取り消す。)

3. 暴力行為等について

明朗な学園づくりの一環として暴力行為の根絶を目指します。このため校内外を問わず、暴力、恐喝、金銭強要、物品強奪等の行為を受けた時は、ただちに学校へ連絡すること。また、SNS等を使用して個人を誹謗中傷、攻撃する行為、及び集団を煽動するような行為も暴力とみなし、厳しい特別指導を行う。

4. 校具・施設等の破損行為について

- (イ) 校内の備品・施設等を故意に破損した者は、それ相応の賠償をしなければならない。同時に事情に応じては厳重なる指導措置をとる。
- (ロ) 備品・施設等の破損が故意によるものではないと認められた場合でも、事情に応じてそれ相応の弁償をしなければならない。

5. 生徒ホールの使用について

- (イ) 生徒ホールの営業時間を守り、授業に支障のないように利用すること。
- (ロ) 生徒ホールでの販売しているものを飲食する場合は、ホール内で飲食することを原則とする。
- (ハ) 生徒ホールでの食事はすべてセルフサービスにつき、各自が食器の片付けや食卓の美化に協力すること。

6. 保健室の利用について

- (イ) 保健室で応急処置を受けベッドの使用を希望する者は、事前に必ず担任又はクラブ顧問に届け出て、その指示や許可を受けなければならない。故に、自分勝手に保健室に申し出て、ベッドを使用したりすることは許されない。
 - (ロ) 登校後の突発的な症状又は負傷等に限って その応急処置を受けることは認められるが、医療機関を受診しなければならない継続的な症状に対する治療・投薬などは保健室では取扱わない。従ってそのようなものについては各自の責任において自ら薬品の携行や通院等の処置をとらなければならない。
 - (ハ) 保健衛生に関する私的な相談などは、個人的に保健室を訪れて遠慮なく養護教諭と話し合い、適切な指導助言を受けることができる。
- (二) 保健室での休養は原則１日１時間とする。症状が改善しない場合は早退し、自宅で療養する。